

事 務 連 絡
令和6年8月13日

各介護保険事業者 ご担当者 様

埼玉県高齢者福祉課施設・事業者指導担当

介護サービス事業者の経営情報の報告について

本県の高齢者福祉行政の推進について、日頃格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険法の改正により、今年度から原則として全ての介護サービス業者に経営情報の報告が義務付けられたところですが、この度、厚生労働省から実施上の留意事項及び今後のスケジュール等が示されました。

その概要を別添のとおりまとめましたので、ご確認いただき報告の実施に向けご準備をお願いいたします。

また、事務負担軽減のため、報告に用いられるシステムには各事業所が使用している会計ソフトから出力したファイルを取り込む機能が設けられる予定となっており、この機能を利用するための会計ソフトウェアベンダ向け説明会が開催されますので、ご準備にお役立てください。

今後、報告の実施に向け新たに情報が発出された際には、順次「さいたま介護ねっと」に掲載いたしますので、ご確認をお願いいたします。

埼玉県福祉部 高齢者福祉課
施設・事業者指導担当
さいたま市浦和区高砂3-15-1
電話：048-830-3254

介護サービス経営情報の報告について

1 概要

(1) 報告対象

原則、すべての介護サービス事業者

※ただし、以下の基準に該当する介護サービス事業者は対象外です。

- ① 過去1年間で提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下のもの
- ② 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことが出来ないことにつき正当な理由があるもの

(2) 報告内容

介護施設・事業所における収益及び費用、職員の職種別人員数、職種別の給与（給料・賞与）（任意事項）等

(3) 報告方法

厚生労働省にて運営するシステム（介護事業財務情報データベースシステム（仮称））により報告

(4) 報告期限

介護サービス事業所の毎会計年度終了後、3か月以内

※ただし、令和6年度内に実施されるべき報告（令和6年3月31日から同年12月31日まで）に限り、報告期限は令和6年度末です。

（参考）令和6年度の報告（初年度報告）の流れ

		令和5年度				令和6年度			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
事業所 A 会計年度 4~3月	届出期間								→
	会計年度	← 届出対象年度 →							
事業所 B 会計年度 10~9月	届出期間								→
	会計年度	← 届出対象年度 →							
事業所 C 会計年度 1~12月	届出期間								→
	会計年度	← 届出対象年度 →							

別添

2 今後のスケジュール

令和6年秋頃 報告システムにおける操作方法のマニュアル・動画の公表
令和7年冬頃 報告システムの運用開始、令和6年度分報告の開始
令和7年3月末 令和6年度分（初年度）報告締切

3 注意事項

報告にあたっては、**GビズID（gBizID プライム）のアカウントが必要**となります。アカウントの作成には通常1週間程度かかりますのでご注意ください。

なお、アカウントの作成方法や運用方法等の手引きを厚生労働省が現在作成中であり、報告システムのマニュアルと併せて連絡する予定とのことです。

4 会計ソフトウェアベンダの皆様向け説明会

報告システムに実装予定である会計ソフトウェア等から出力したファイルを取り込む機能の利用にあたって、当該システムが指定するファイル仕様に沿って取込ファイルを出力する改修が必要となります。

このため、当該改修にあたり必要となる取込ファイルの仕様や会計ソフトウェア改修時のテスト方法等に関して、厚生労働省が説明会を開催します。

説明会の開催日時や参加方法等については、以下のホームページに掲載されているお知らせをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>